

Ⅲ 健全化判断比率等調書

1 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率

比率の名称	本市の 比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	経営健全 化基準	算 定 式
①実質赤字比率	- %	12.30%	20.0%	-	$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
②連結実質赤字比率	- %	17.30%	30.0%	-	$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
③実質公債費比率 (3か年平均)	4.9%	25.0%	35.0%	-	$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
④将来負担比率	- %	350.0%	-	-	$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
⑤資金不足比率 (各公営企業会計)	- %	-	-	20.0%	$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

※早期健全化基準 = いずれかの比率が基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事に報告しなければならない。

※財政再生基準 = いずれかの比率が基準以上となった場合、財政再生計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事を経由して総務大臣に報告しなければならない。なお、財政再生計画の国の同意がないと、地方債の制限がかかる。

※経営健全化基準 = 比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事に報告しなければならない。

2 財政指標の意義

(1) 実質赤字比率

地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもの

◆地方公共団体が自由に使い道を定めることができる地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率

比率の意義 → 当然、該当しない（赤字がない）ことが望ましい

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもの

◆すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す比率

比率の意義 → 当然、該当しない（赤字がない）ことが望ましい

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値

◆借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率

比率の意義 → 数値が低いことが望ましく、高くなるほど財政の弾力性が低下している

（４）将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額で除したもの

◆地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率

比率の意義 → 数値が低いことが望ましいが、大都市等においてこれまで地方債を充当してインフラ等の整備を積極的に行った団体では、高くなることが考えられる

（５）資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の状況を表したもの

◆公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率

比率の意義 → 当然、該当しない（不足額がない）ことが望ましい